

秩父市告示第137号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の4第1項の規定に基づく所有不動産の登記移転等に係る公告申請書が提出されたので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年6月30日

秩父市長 清野和彦

記

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

別紙のとおり

2 申請不動産に関する事項

別紙のとおり

3 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

期 間 令和7年6月30日から令和7年9月30日

方 法 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する手続き（異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他必要と認める書類を添えて行う）による

5 異議申出書等提出先

秩父市熊木町8番15号

秩父市総務部総務課

電話番号 0494-22-2251（直通）

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称 近戸町会
 区 域 秩父市近戸町全域並びに秩父市上町1丁目20番8号及び秩父市中町37番14号
 主たる事務所 秩父市近戸町17番15号

2 申請不動産に関する事項

・土地

| 地 目 | 面 積 | 所 在 地 |
|-----|----------|---------------|
| ①畑 | ①271㎡ | ①秩父市近戸町1993番 |
| ②宅地 | ②307.43㎡ | ②秩父市近戸町1994番 |
| ③畑 | ③188㎡ | ③秩父市近戸町1995番1 |

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

①畑

柴岡 元助、永田 彦藏、若林 宰次郎、若林 久五郎、永田 丑太郎、
 柴岡 辰五郎、柴岡 斧作、永田 伊助、原 和吉、原 誠之助、
 柴岡 縫藏、柴岡 秀吉、柴岡 辰次郎、永田 仙藏、柴岡 有藏、
 原 己之松、江野 宇市、江野 小三郎、江野 弥藏、江野 琴次、
 柴岡 新藏

②宅地

柴岡 元助、永田 彦藏、若林 宰次郎、若林 久五郎、永田 丑太郎、
 柴岡 辰五郎、柴岡 斧作、永田 伊助、原 和吉、原 誠之助、
 柴岡 縫藏、柴岡 秀吉、柴岡 辰次郎、永田 仙藏、柴岡 有藏、
 原 己之松、江野 宇市、江野 小三郎、江野 弥藏、江野 琴次、
 柴岡 新藏

③畑

秩父市近戸町8番35号 星田 與四郎
 秩父市近戸町14番15号 柴岡 紀夫
 秩父市近戸町17番18号 永田 弘
 秩父市近戸町17番13号 永田 茂助
 秩父市近戸町17番11号 原 良太郎
 秩父市近戸町17番5号 柴岡 芳幸
 秩父市近戸町17番4号 江野 伊三郎